

航空法第111条の4に基づく報告件数 (JAL)

2010年度 (H22年度)	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度) 上半期	合計
194件※	157件	137件	50件	538件

※2010 (H22) 年度の件数は、「ジェルウエイズ」を含む。

航空法

(安全上の支障を及ぼす事態の報告)

第百十一条の四 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

出典：国土交通省